

(紹介料金)

第9条 甲は、第1条第1項第1号により乙が紹介した応募者（以下、「採用者」という）と雇用契約を締結し、かつ甲において勤務を開始した場合、甲は乙に本件業務の対価として紹介料金を支払う。

- (1) 紹介料金は、採用者が甲へ入社した日から1年間の賃金の40%とする。
- (2) 甲と乙は、乙から甲へ紹介された採用者ごとに覚書を締結する。
- (3) 甲が乙に支払う紹介料金は、甲が採用者に支払う報酬額（基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む）1年分の40%に消費税を加算した額とする。但し、紹介料金が60万円を下回る場合は、甲が乙に支払う紹介料金は一律60万円（税別）とする。

- 2 乙が甲に紹介した採用者が、自己都合又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により入社後6ヶ月以内に退職したときは、丙の勤続月数に応じた下記の割合に相当する額を、甲が指定する下記の銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとする（振込手数料は乙の負担とする。）。また、甲は、丙の退職から1ヵ月以内に退職した旨を乙に伝えるものとし、丙の退職から1ヵ月を超えた後に乙が連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

勤続月数	返還する紹介料の割合（%）
1週間未満	100
1週間以上1ヵ月未満	50
1ヵ月以上3ヵ月未満	30
3ヵ月以上6ヵ月未満	10
6ヵ月以上	0